参考様式第5－1号

8 農 地 第 4 6 5 号
令 和 8 年 1 1 月 1 0 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南相馬市長 門馬 和夫

市町村名 (市町村コード)	南相馬市 (07212)
地域名 (地域内農業集落名)	鹿島ＥＡＳＴ地区 (台田中、北右田、南右田、南屋形、北海老、港、南海老、北屋形、南柚木、永田、永渡、寺内、上寺内、江垂、塩崎、川子、大内、烏崎、小島田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月10日 (第9回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・東日本大震災後、約784ha(受益面積)で基盤整備事業を行っており(施工中を含む)、これに伴い、営農改善組合(農用地利用改善団体)や農業法人等が設立され、担い手への集積が進んでいるが、農業法人等で働く人材の確保・育成が課題。
・基盤整備事業を行っていない集落では、自己完結型の営農形態が多く集積が進んでいないとともに、高齢化による後継者不足が課題であり、基盤整備をはじめとする生産基盤の強化や、担い手(農業法人等)への集積が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、収益性の高い園芸作物(振興作物＝ブロッコリー・ネギ・タマネギ・キュウリ)、花卉、果樹の生産を振興するとともに、新たな需要に応える生産体制を構築する。
・作業の省力・効率化を図るため、市全域をカバーする高精度位置情報基地局を整備するとともに、自動操舵システム導入などへの補助を行ことにより、スマート農業の取組を促進しており、今後も継続的に導入拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,400.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,400.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
営農改善組合（農用地利用改善団体）等の調整により、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化（集団化）を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の理解・同意を得ながら担い手への集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
生産基盤の強化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの多様な経営体の参入を目指し、南相馬市農業委員会・福島県相双農林事務所・ふくしま未来農業協同組合等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣の捕獲・生息状況調査及び、電気柵等貸与を実施する。
③スマート農業技術導入促進事業の活用により、農業用機械の自動操舵システムや農業用ドローン等の普及を推進し、営農規模拡大等の生産基盤の強化や農作業の省力化を図る。
⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地・水路・農道等の保全管理を実施する。
⑧南海老地区で稼働中の大型園芸施設による園芸作物（トマト・小ネギ等）の生産拡大を図る。